

山柔協 27-351号  
平成27年12月13日

各市柔道協会等団体の長 様  
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会  
会長 吉 岡 剛  
(会長印を省略しています)

平成28年山口県柔道選手権大会（男女）兼  
全日本柔道選手権大会・全日本女子柔道選手権大会山口県予選会の開催について  
(ご案内)

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、標記大会を添付の要領で開催しますので周知方よろしくお願ひします。

平成28年山口県柔道選手権大会（男女）  
（兼）

平成28年全日本柔道選手権大会山口県予選会  
平成28年全日本女子柔道選手権大会山口県予選会  
実施要項

- 1 期 日 平成28年2月7日（日）（受付開始：9時 試合開始：10時）
- 2 場 所 山口県維新百年記念公園スポーツ文化センター武道館  
（山口市維新公園4-1-1 電話083-922-3712）
- 3 主 催 一般社団法人山口県柔道協会
- 4 主 管 山口市柔道協会
- 5 後 援 公益財団法人山口県体育協会・山口県武道振興協議会(予定)
- 6 参加資格 (1) 日本国籍を有し、一般社団法人山口県柔道協会会員で且つ公益財団法人全日本柔道連盟に登録していること。  
(2) 山口県内に居住・勤務・在学の何れかの条件を満たしていること。  
(3) 女子については、平成28年4月17日現在において中学2年生以上であること。
- 7 参加料 (1) 一人2,000円（傷害保険料を含む）  
(2) 参加料は、大会当日受付時に納入のこと。  
(3) 申込み締め切り後、欠場する場合も参加料を納入すること。
- 8 試合方法等 (1) 判定基準等  
① 試合は国際柔道連盟試合審判規定で行い、試合時間は男子、女子とも6分間とし、延長戦は行わない。  
② 勝敗の判定基準は「一本」「技有」「有効」「僅差」「判定」とする。  
「僅差」とは、双方の選手間に技による評価（技有・有効）がない、又は同等の場合「指導」差が2以上あった場合に少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。  
1差以下であれば旗による「判定」で勝敗を決定する。  
(2) 試合  
原則としてトーナメント戦で行う。
- 9 柔道衣 全日本柔道連盟柔道着規程に合格した柔道着（上着、下穿、帯）を着用すること。なお、「全柔連主催大会におけるIJF基準柔道衣(新規規格柔道衣)の適用について(14.11.27)」による新規規格柔道衣については、適用しないが、新規規格柔道衣の使用も認める。（全日本柔道選手権大会等においては新規規格柔道衣となっているので留意すること。）
- 10 表彰等 (1) 第1位を山口県柔道選手権保持者として表彰する。  
(2) 男子は第1位から第4位まで、女子は第1位から第3位までの入賞者に賞状を授与する。

(3) 男子は成績上位者4名、女子は成績上位者3名を、平成28年3月6日(日)広島県広島市で開催予定の、中国地区柔道選手権大会(兼)全日本柔道選手権大会中国地区予選会・全日本女子柔道選手権大会中国地区予選会に山口県代表として出場する資格を与える。

1.1 監督 中国地区予選会の監督は、大会終了後協議して決定する。

1.2 参加申込 (1) 所定の申込書により電子メールにより申し込むこと。

(2) 申込締切 平成28年1月8日(金) 必着のこと。

(3) 申込み先

一般社団法人山口県柔道協会 山口県柔道選手権大会事務局宛

**電子メールアドレス： yjk@c-able.ne.jp**

〒753-0871 山口市朝田字引地581-2

1.3 組合せ 1月中旬、一般社団法人山口県柔道協会が決定する。

1.4 その他 (1) 傷害保険について

主催者は傷害保険に加入するが、万一の事故の発生に備え、各自、傷害保険に加入するなどして万全の事故対策を講じておくこと。

(2) 遵守事項

別添の平成28年大会資料の資料①②を遵守すること。

(3) 個人情報について

申込み用紙に記載されている事項(氏名・段位等)は、大会プログラムに記載されます。また、大会における写真等が新聞・雑誌・ホームページ等に掲載されることを了承されたものとして扱わせて頂きます。

(4) 大会に関する問合せは、一般社団法人山口県柔道協会事務局まで

電話 083-924-9510

## 平成28年度大会資料

### 資料① 皮膚真菌症について

皮膚真菌症（トングランス感染症）については、発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができない場合もある。

### 資料② 脳震盪対応について

脳震盪対応については選手及び指導者は下記事項を遵守すること。

1. 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
2. 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。  
(なお、至急、専門医（脳神経外科）の精査を受けること。)
3. 練習の再開に関しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
4. 当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。